

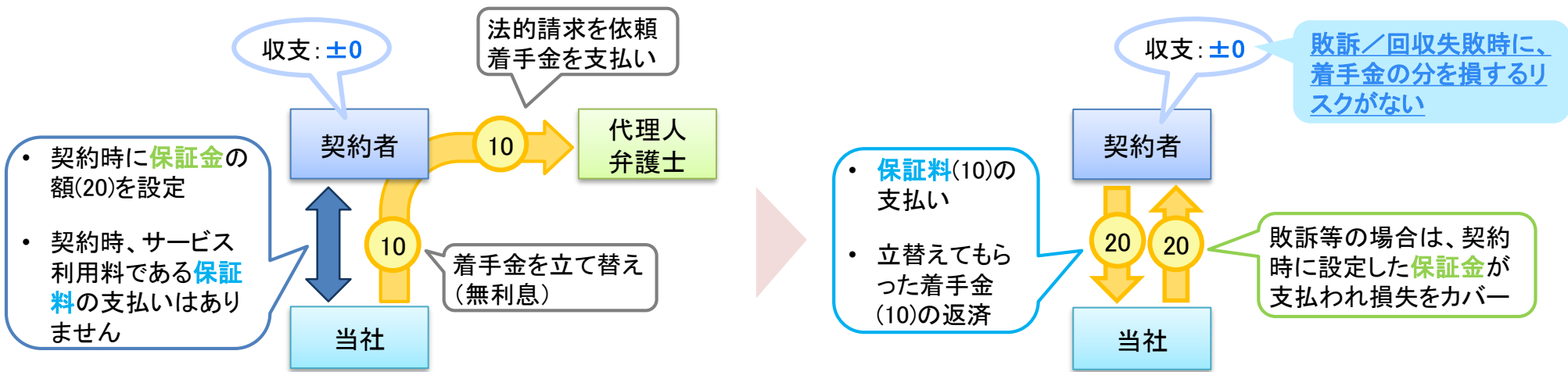


「ATE保証」サービスの仕組みについて

「敗訴してしまった場合」や「和解・勝訴したが、債務者から十分に現金を回収できなかった場合」のイメージ図

法的請求開始時

回収結果の確定時(敗訴等の場合)

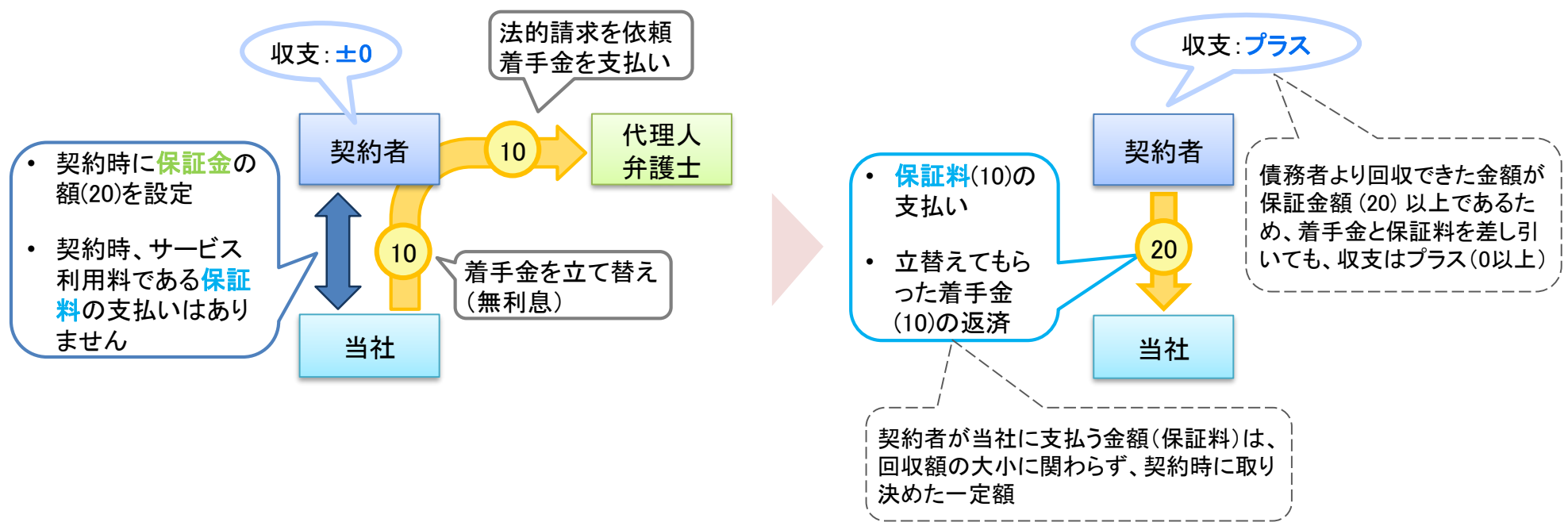


※ 本図はサービスの仕組みのイメージ図であり、保証金、保証料等の金額は個別の事案に応じて設定することとなります。

「和解／勝訴した結果、 債務者から十分に現金を回収できた場合」のイメージ図

法的請求開始時

回収結果の確定時(勝訴等の場合)



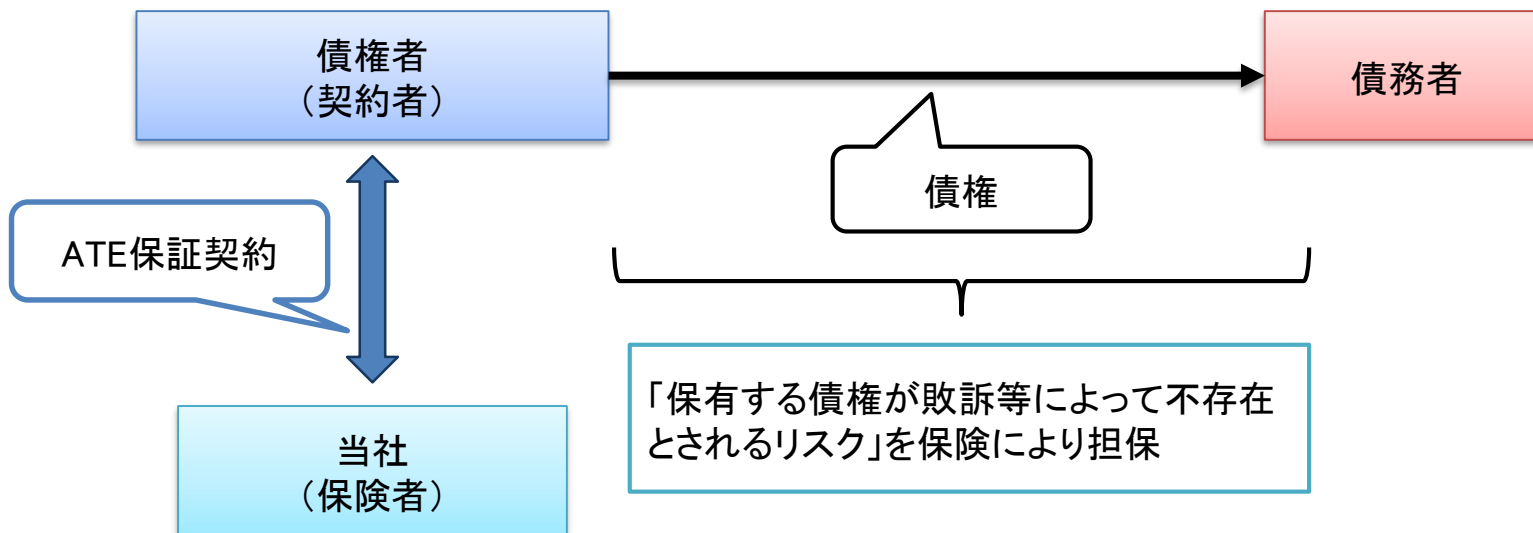
※ 本図はサービスの仕組みのイメージ図であり、保証金、保証料等の金額は個別の事案に応じて設定することとなります。



ATE保証の契約スキーム(1)

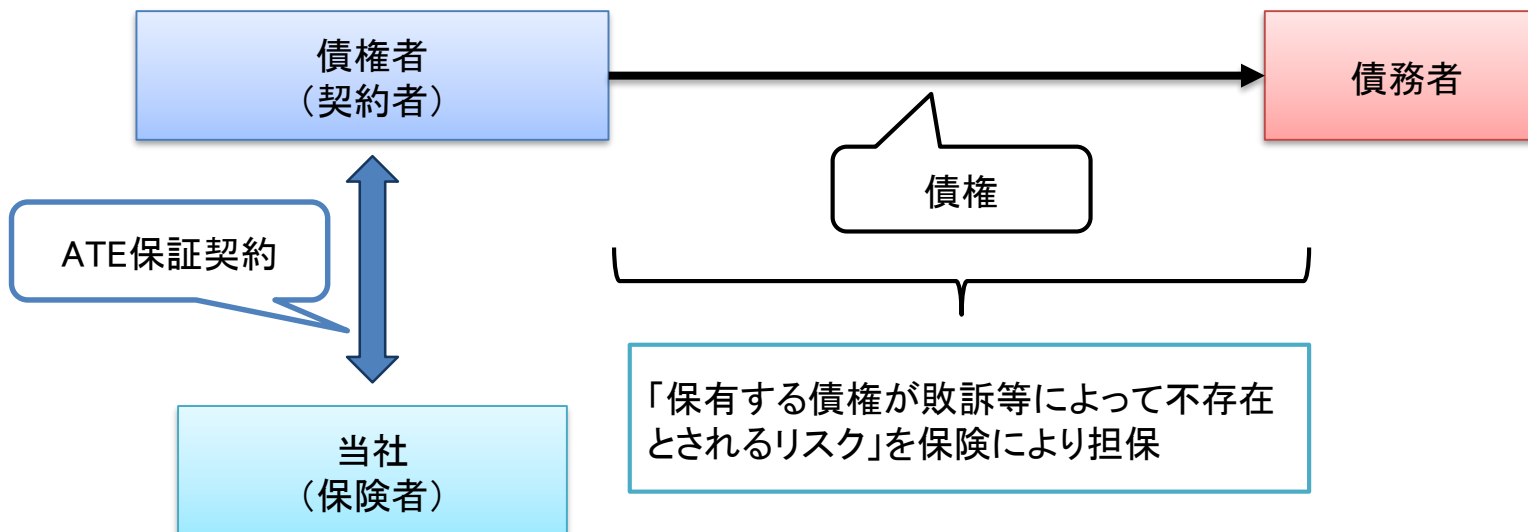
ATE保証は、「債権者が保有する債権について、債務の弁済を受けられないという信用リスク」をカバーするために加入する「取引信用保険」と同様の方式で、「債権者が保有する債権について、敗訴等によって不存在となり弁済を受けられなくなるリスク(敗訴リスク)」及び「債権者が保有する債権について、債務の弁済を受けられないという信用リスク」をカバーする契約です。

ATE保証の契約スキーム (2)



1. 当社が契約の引受審査をした上で、債権者と当社の間で、債権者が示談交渉、訴訟、仲裁等の法的手続において「和解又は敗訴(一部敗訴を含む)」することを「保証金支払事由」とするATE保証契約を締結します。
 - a. 基本的には、保証金額を「着手金相当額等＋保証料相当額」に設定することで、「敗訴した際の弁護士費用相当額の損失リスク」をカバーすることを想定しております。
 もっとも、保護する利益は「債権の存在」(債務の弁済を受けられること)であるため、保証金額は、弁護士費用と無関係に設定可能です。単に「保有する債権が敗訴等によって不存在とされるリスク」をカバーする目的で使用することもできます。 ※ 取引信用保険と同じ仕組みになります。
 - b. 保証料の支払時期は、判決、仲裁、和解時とします。

ATE保証の契約スキーム (3)



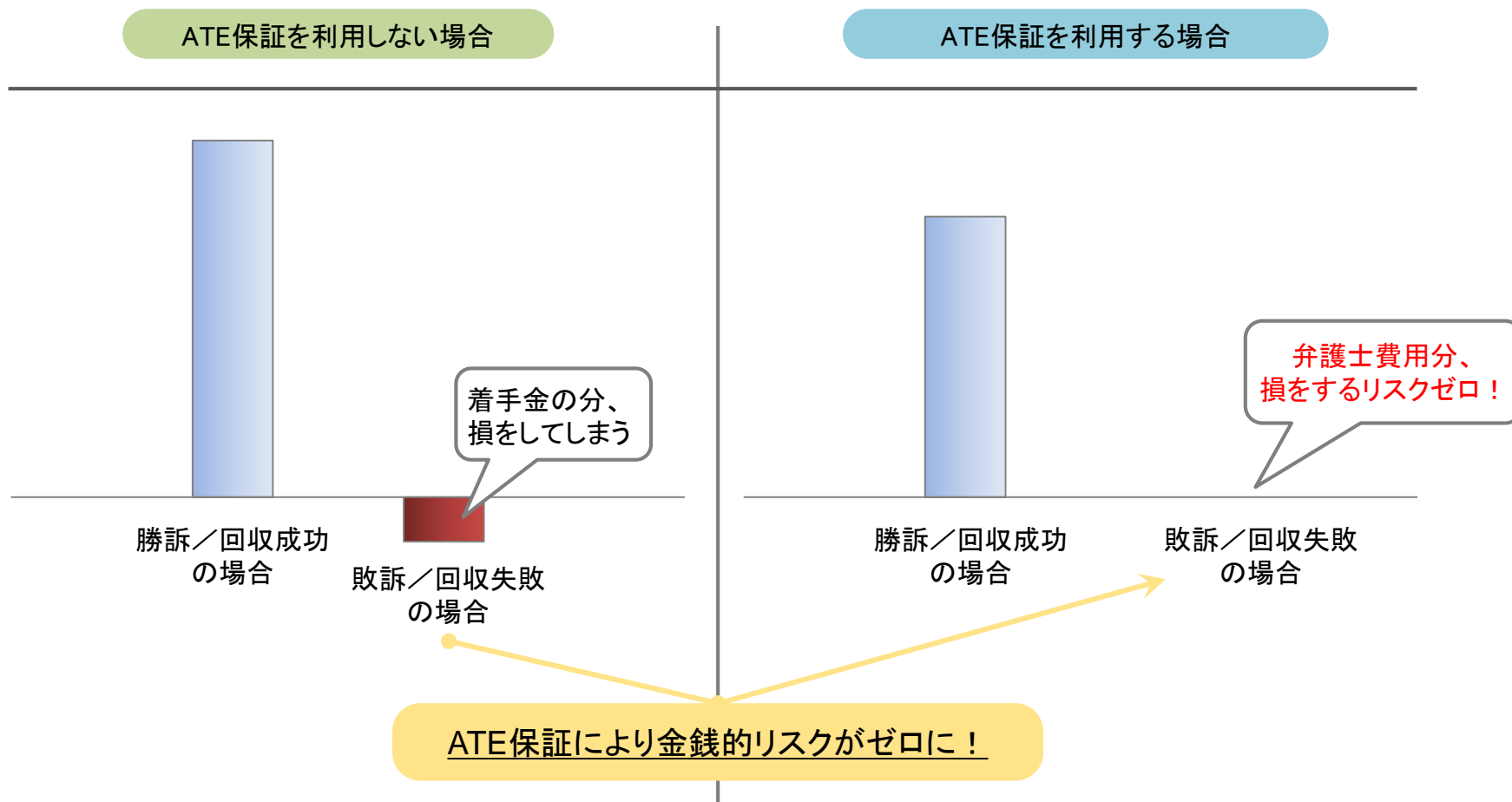
- 債権者が勝訴した場合、債権者は当社に保証料を支払います。
- 債権者が和解又は敗訴(一部敗訴を含む)した場合、債権の減額部分(債権の不存在が確定した部分)を損失とみなして、当社は債権者に保証金(着手金相当額等+保証料相当額-一部勝訴金額)を支払い、債権者は当社に保証料を支払います。

※ 信用リスク(債務者の資力についてのリスク)については、通常の保証契約(主債務者の委託なき保証)により別途担保する予定です。

※ なお、敗訴等の場合、債権者の債務者に対する債権は不存在となるため、当社による代位は生じません。



ATE保証を利用しない場合と利用する場合の 収支のイメージ



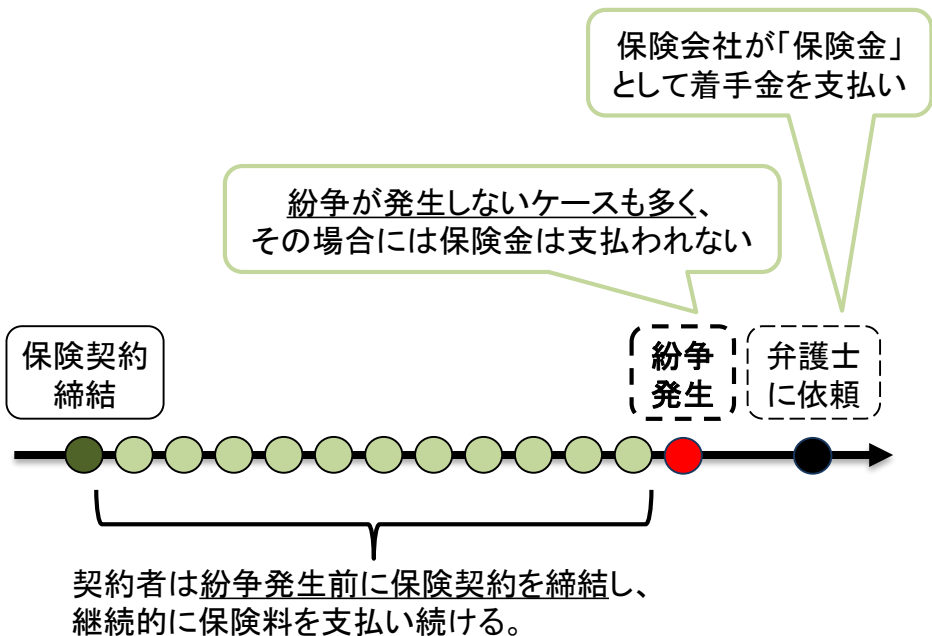
※1 弁護士の報酬として着手金が発生するケースを前提としております。

※2 本図はサービスの収支のイメージ図であり、具体的な金額の変化は、着手金の金額や保証金・保証料等の金額に応じて変わります。

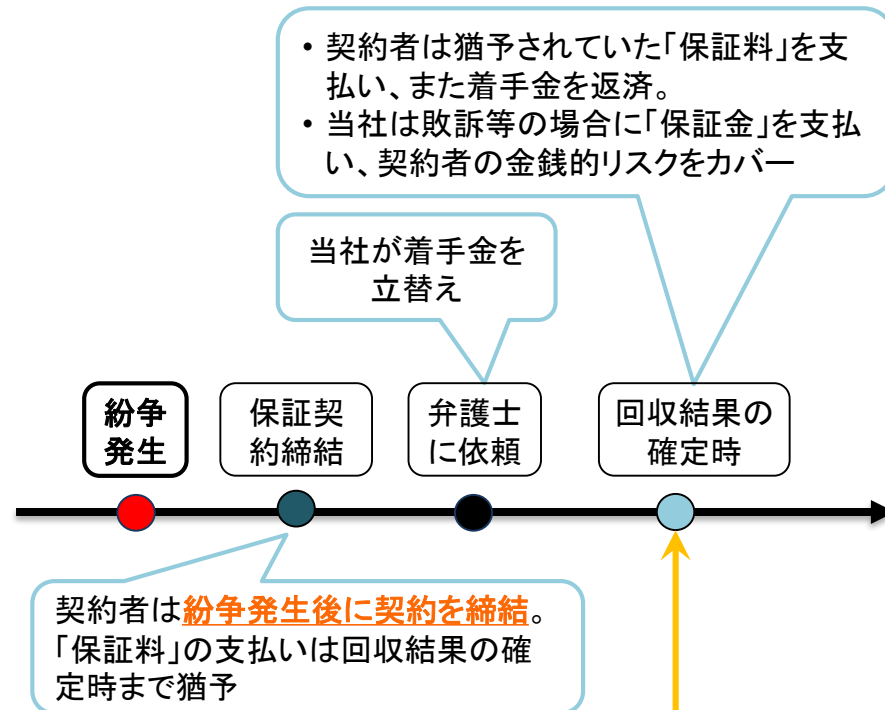


ご参考：従来の弁護士費用保険(事前契約型)とATE保証(事後契約型)の違い

従来の弁護士費用保険



ATE保証



事前契約型では、紛争発生前に継続的に支払う保険料(保証料)を
 事後契約型では、紛争発生後&回収結果確定時にまとめて支払う